

苅田町物価高騰対応地域商品券配布事業Q & A

苅田町物価高騰対応地域商品券について

Q1 物価高騰対応地域商品券とはなんですか？

A1 事前に取り扱店舗として登録された町内の店舗で使える商品券です。町民1人あたり1部 10,000 円(全店共通券 500 円×10 枚+中小店専用券 500 円×10 枚)の商品券を配布します。

Q2 商品券は利用期限がありますか？

A2 令和8年7月1日から令和8年12月31日までの期間中にご利用ください。

Q3 全店共通券と中小店専用券の違いを教えてください。

A3 全店共通券:取扱いならどこでも利用可能。

中小店専用券:大型店ではご使用になれません。

※詳しくは、後日掲載する取扱い店舗一覧表をご覧ください。

Q4 商品券は誰がもらえますか？

A4 商品券の配布対象は令和8年4月1日時点の住民基本台帳に登録のある町民です。令和8年4月2日以降に苅田町に転入された方に対しては配布されません。

Q5 商品券を受け取るにはどのような手続きが必要ですか？

A5 手続き等は不要です。対象者の住民登録のある住所へ、個人毎にゆうパックにて郵送します。対面での受け取りが必要です。

ご不在の場合、不在連絡票が投函されますので、記載された内容に従って、再配達依頼または郵便局での受け取りを行ってください。

町に返戻された商品券の再送は行いません。

Q6 商品券はいつ頃手元に届きますか？

A6 令和8年6月初旬より、順次送付いたします。ゆうパックによる対面受取が必須となります。

町内だけでも 37,500 世帯近くの発送が行われますので、全町民に配布完了するまでに1か月程度かかる見込みです。

Q7 不在連絡票が入っていたが、役場で受け取れますか？

A7 配達員が何度か訪問した上で、お留守の場合には不在連絡票を投函しますので再配達を依頼してください。郵便局での保管期間後は役場で保管していますので、事前にお電話の上、お越してください(免許証などの本人確認書類必須)。世帯全員分の商品券の受け取りが可能です。(様式は町ホームページに掲載しています。)

■受取場所: 苅田町役場1階 交通商工課

■受取期間: 郵便局での保管期間経過後～令和8年12月28日(月)17時まで

受取人 (窓口に来る方)	諸注意	必要なもの
同一世帯のかた	基準日(4月1日)時点で判断します。 基準日翌日以降(4月2日以降)同一世帯となった場合は、委任状が必要です。	○受取人の本人確認書類 ○受領書
別世帯のかた	同一住所であっても、世帯を分けている場合、委任状が必要です。 受取人が別世帯の場合、「受け取りを希望する世帯の世帯主」から委任を受ける必要があります。 (世帯主が死亡している場合は、世帯員からの委任可)	○受取人の本人確認書類 ○委任者の本人確認書類 ○委任状 (委任者: 受給対象世帯主) ○受領書
相続人代表	1人世帯であって、基準日の翌日以降(4月2日以降)に亡くなった場合は、相続人代表者に交付します。	○受取人の本人確認書類 ○同意書兼誓約書 ○受領書

※本人確認に必要な書類

1点のみ: 顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)

2点以上: 顔写真無しの身分証明書(資格確認書、年金手帳等)

Q8 外国人は対象となりますか？

A8 令和8年4月1日時点の住民基本台帳に記録されている外国人は対象となります。外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

Q9 実際は苅田町に住んでいるが住民票を異動していない場合、商品券はもらえますか？

A9 令和8年4月1日時点で住民票が苅田町にない方は、商品券の配布対象とはなりません。

Q10 配偶者からDV被害を受けていて、住民票の住所地から避難して生活しているが、住民票を異動していない場合、商品券はもらえますか？

A10 基準日(令和8年4月1日)における住所地とは別の送付先を希望される方は、4月30日までに申出書を提出していただくことで現在の居住地に商品券を送付することができます。

Q11 商品券を紛失した場合、再発行できますか？

A11 商品券の再発行はできませんので、大切に保管ください。

商品券の利用について

Q12 取扱店の情報はどこで確認できますか？

A12 取扱店一覧のチラシを商品券と合わせて送付します。また、下記の苅田町ホームページでもご確認いただけます。取扱店舗の登録は随時受け付けており、随時更新する予定です。

<URL> <https://www.town.kanda.lg.jp/page/16426.html>



Q13 商品券で何が買えますか？

A13 取扱店での商品購入・サービス利用に利用できます。ただし、下記の支払いには利用できません。

- ①土地、家賃、地代、駐車料等の不動産への支払い
- ②商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高い物の購入
- ③たばこの購入(たばこ事業法により使用ができません)
- ④取扱店自らの事業の用に供するための物品・サービス等への支払い
- ⑤医療サービスへの支払い

⑥税金や公共料金等の支払い

Q14 エステや美容院などでも応援券を利用することはできますか？

A14 登録済みの取扱店であれば利用できます。他にも、家回りの修繕など、様々な用途に利用できます。

Q15 店舗独自の回数券などの購入に商品券を利用できますか？

A15 商品券で店舗独自の回数券など換金性が高いものを購入することはできません。

Q16 商品券と現金を併用しての支払いは可能ですか？

A16 併用してのお支払いが可能です。

Q17 他のクーポンとの併用不可など利用制限はありますか？

A17 取扱店が独自に設定をしている場合がありますので、事前に店舗にご確認ください。

Q18 商品券での支払いの場合、店舗独自のポイント付与はありますか？

A18 取扱店の判断になりますので、事前に店舗にご確認ください。

Q19 商品券の額面より少額の支払いの場合、おつりは出ますか？

A19 おつりは出ません。

Q20 商品券を汚してしまいました。使用できますか？

A20 「商品券名」「券面額」「管理番号」が目視できない場合は、使用できません。このほか、商品券の状態によっては、取扱店の判断で使用をお断りすることがあります。また、再発行もできませんので大切に保管してください。

Q21 令和8年12月31日までに商品券を利用しきれなかった場合、払い戻しできますか？

A21 払い戻しできません。

取扱店の登録について

Q22 取扱店の登録方法について教えてください。

A22 4月1日(水曜日)から募集を受け付ける予定です。詳細については決定次第ホームページに掲載します。

その他

Q23 商品券配布ではなく、現金給付でもいいのではないのでしょうか？

A23 町内の店舗等での消費を促し、地域経済の活性化を図る目的もあるため、町内の対象店のみで利用可能な商品券としました。

Q24 今回配布される商品券は使用する予定がないがどうすればよいか。

A24 4月30日までに辞退届を提出していただくことで商品券の受給を辞退することができます。なお、譲渡、売買等をご遠慮ください。